



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会神戸中央支部
広報委員 河田広幸

棚卸の目的と注意点

棚卸は商品を販売する店をはじめ、製造業等の企業でも必要な作業です。次の観点から、棚卸を正しく行うことが求められています。

正確な決算書の作成

損益計算書は「費用収益対応の原則」に従って作成しなければなりません。当期に仕入れた商品・製品等でも売上げが来期以降になるものは、当期の売上原価ではなく期末在庫（棚卸資産）になります。当期の売上高に対応する売上原価を計上することで正しい損益を計算できます。

適切な在庫管理

帳簿上の数量は商品受払帳などで把握できます。「実地棚卸」により実際の数量と帳簿上の数量との誤差を確認し、正確な期末在庫の数値を確定します。実地棚卸は過剰在庫や不足在庫、商品等の破損・紛失を発見する絶好の機会です。発注量の調整や不良在庫の処分など、適切な在庫管理のための情報を得られます。

適正な税務申告

「棚卸の計上漏れ＝所得の過少申告」となるため、税務調査で必ず確認される重要事項の一つに期末在庫の数量があります。社内在庫は確認できても、「社外在庫」は確認漏れが起りやすいので注意が必要です。

棚卸のチェックポイント

- ▶在庫の実際数量と帳簿上の数量は一致していますか。
一致しない場合は原因を確かめましょう。入出庫時の記入ミス、現品の紛失・誤廃棄、品違い等が考えられます。
- ▶社外倉庫や取引先に自社の材料や製品を預けていませんか。
保管先から預け在庫の「保管証明書」等を受け取りましょう。
- ▶既に仕入れ計上している商品等で、まだ自社に届いていないもの（未着商品）はありませんか。
- ▶決算日時点で得意先に未着または未検収の製品等はありませんか。
売上げ計上のタイミングを納品基準や検収基準としている場合、発送製品等が決算日時点で得意先に未着であれば、その製品等は棚卸資産として計上します。
- ▶決算日間際の仕入れ、売上げはありませんか。
決算日間際の商品の受け渡しは注意が必要です。決算日間際に仕入れた商品等がまだ売上げとなっていない場合、期末在庫となり棚卸資産として計上する必要があります。

月末、期末に慌てないためにも次の3つを実施しましょう。

- ①日常の入出庫管理の徹底
- ②定期的な実地棚卸
- ③倉庫内の清掃・整理整頓

参考文献：「事務所通信2025年2月号」（TKC出版）

